



367

(地Ⅲ24F)

平成 23 年 4 月 26 日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
保坂 シゲリ

災害等により予防接種を受けられない者に対する特例措置について

標記の件については、3月24日付け文書(地Ⅲ236)をもってご連絡いたしました。今般、添付のとおり厚生労働省健康局結核感染症課から各都道府県衛生主管部局に対して事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今回の事務連絡は、東日本大震災により定期接種の接種期間・年齢や、接種間隔を過ぎてしまった場合に対応するための特例措置の概要を示したものです。

現在、厚生労働省で本特例措置のための政省令改正の事務手続きを行っておりますが、これらは震災発生の日(3月11日)に遡及して適用されますので、公布予定の5月を待たず、現時点でも該当する方に定期接種として実施できることになっております。

つきましては、本件について貴会会員に周知いただきたく、ご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成23年4月25日

各都道府県衛生主管部局御中

厚生労働省健康局結核感染症課

災害等により予防接種を受けられない者に対する特例措置について

平素より予防接種行政について特段のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の発生に伴い、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に定める定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者及び一定の間隔において複数回接種が必要な接種について予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）で定める間隔を過ぎてしまった者について、別添のとおり、特例措置を設けるための法令改正を行う予定としております。

別添の取扱いについては、本年3月11日に遡って適用することを予定しておりますので、実施主体の市町村におかれましては、政省令の公布を待たずに、予防接種法施行令及び予防接種実施規則の改正によって定期の予防接種の対象となる者に対する予防接種を実施して差し支えございません。

以上について、貴管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

予防接種法施行令の一部を改正する政令案の概要

(1) 改正案の概要

東日本大震災の発生に伴い、やむを得ない事情により定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者について、東日本大震災の発生の日から6か月程度の間、定期の予防接種を受けられるようにするための所要の改正を行う。

(2) 根拠法令の条項

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項

(3) 公布日

平成23年5月下旬（予定）

(4) 施行期日

公布の日（予定）

※適用は平成23年3月11日（予定）

予防接種実施規則の一部を改正する省令案の概要

(1) 改正案の概要

東日本大震災の発生に伴い、一定の間隔をおいて複数回接種が必要な接種について、予定どおりに接種を受けることができない者が発生した。

これに伴い、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「規則」という。）において、所要の改正を行う。

(2) 改正内容

ジフテリア・百日せき及び破傷風並びに日本脳炎の予防接種において、規則で定める複数回接種のそれぞれの間には置くべき間隔をおいている間に、東日本大震災の発生により定期の予防接種を受けることができなくなった者について、当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、当該間隔期間を過ぎてしまっても定期の予防接種とみなすことができるようにする。

(3) 根拠法令の条項

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 10 条

(4) 公布日

平成 23 年 5 月中旬（予定）

(5) 施行期日

公布の日（予定）

※適用は平成 23 年 3 月 11 日（予定）